慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国際法学説における「ウェストファリア神話」の形成(二) : 一七世紀後半から一九世紀の「国際法」関連文献の検討を通じて
Sub Title	The birth of the "Westphalian Myth" in the history of international legal studies (2)
Author	明石, 欽司(Akashi, Kinji)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2007
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.80, No.7 (2007. 7) ,p.59- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070728-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際法学説における「ウェストファリア神話」の形成（二）

――一七世紀後半から一九世紀の「国際法」関連文献の検討を通じて――

明石欽司

序論：問題の所在
第一章　一七世紀後半の「国際法」関連文献における「帝国」及びウェストファリア条約
第一節　プーフェンドルフ
(一)　『自然法及び国際法論』（一六七二年）
(二)　『ドイツ帝国国制論』（一六六七年）
1　『ドイツ帝国国制論』における「帝国」とウェストファリア条約
2　『ドイツ帝国国制論』におけるプーフェンドルフの意図
――*"irregulare aliquod corpus et monstro similе"* を巡って――
(三)　評価
第二節　ラッヘル：『自然法及び国際法論』（一六七六年）
第三節　テクスター：『国際法要論』（一六八〇年）
第四節　ズーチ：『フェーキアーリスの法と裁判』（一六五〇年）
第五節　第一章のまとめ……（以上八〇巻六号）
第二章　一八世紀の「国際法」関連文献における「帝国」及びウェストファリア条約
第一節　ドイツの諸学者
(一)　グントリンク
(二)　ウォルフ
(三)　モーサー

1　国際法関連著作
(a)　「帝国」への言及
(b)　ウェストファリア条約への言及
2　『ドイツ対外公法』（一七七二年）及び『ドイツ近隣公法』（一七七三年）
3　『帝国宮内法院の活動からのウェストファリア条約の解明』（一七七五／七六年）
4　帝国国制関連著作
5　評　価
(四)　グラファイ
(五)　ギュンター
(六)　マルテンス
第二節　ドイツ外の諸学者
(一)　バインケルスフーク
(二)　ウァッテル
第三節　一八世紀「国際法史」研究におけるウェストファリア条約
(一)　マブリー
(二)　ワード
(三)　コッホ
第四節　第二章のまとめ……（以上本号）
第三章　一九世紀国際法関連文献における「帝国」及びウェストファリア条約
第一節　一九世紀初頭のドイツにおける若干の国際法概説書
――ザールフェルト・シュマルツ・クリューバー――
第二節　一九世紀初頭のドイツ外の国際法関連文献
第三節　ホィートン
第四節　一九世紀中葉以降の国際法関連文献
(一)　ドイツ内の諸学者による著作
(二)　ドイツ外の諸学者による著作
1　英米系の諸学者
2　フランス系及びその他の諸学者
第五節　第三章のまとめ
結　論……（以上八〇巻八号）

第二章　一八世紀の「国際法」関連文献における「帝国」及びウェストファリア条約

第一節　ドイツの諸学者

(一)　グントリンク

一八世紀前半にプロシャ枢密顧問官及びハレ大学教授であったグントリンク（Nicolaus Hieronymus Gundling）は国際法学に関連する著作として『自然法及び国際法』（*Ius naturae ac gentium*）[85]を残している。

この著作では、国際法理論の叙述に主眼が置かれ、国家実行や事例の紹介や援用は目立たない。その結果、グロティウス、プーフェンドルフ、更にはホッブズ等の著作からの引用やそれらについての考察は多数見られるが、ウェストファリア条約への言及は見出されない。

しかしながら、グントリンクは、『自然法及び国際法』とは別に、ウェストファリア条約を直接的主題とする二著作を残している。即ち、一七三六年の『ウェストファリア条約に関する根本的論説』（*Gründlicher Discours über den Westphälischen Frieden*）[86]（以下、『根本的論説』とする。）とその翌年の『ウェストファリア条約に関する完全な論説』（*Vollständiger Discours über den Westphälischen Frieden*）[87]（以下、『完全論説』とする。）である。

『根本的論説』は、他の執筆者（Christian Johann Feusteln）による「三十年戦争の最重要な諸原因の簡潔な叙述：宗教改革期からウェストファリア条約まで」と題された九〇〇頁近い前半部分[88]とグントリンク自身による「ウェストファリア条約に関する論説」（Discours über den Westphälischen Frieden）と題された後半部分から構成されている。この後半部分では、「序説」（Prolegomena）及び「三十年戦争略史」（Kurze Historie des 30. jährigen Krieges）に続く本文において、ＩＰＯの（前文を含む）全条文の注解が試みられている。そして、その際に、一箇条又は一項を各頁の上部に提示し、当該条文中の文言に対する註釈を当該頁内で行うことが中心となっている。

『完全論説』は、当時のウェストファリア条約に関する文献の解題を中心とする「序説」（Vorbericht）と「三十年戦争略史」に続いて、ＩＰＯの各条項についての「註釈」（Anmerkungen）が付されている。『完全論説』における注釈は『根本的論説』と形式は異なるものの、その内容は近似している。つまり、両著作は、ウェストファリア条約の各条項についての注釈という主題に関する限り、実質的に同内容である。それでは、両著作は同条約をどのように扱っているのであろうか。その点を典型的に表すものとして、『完全論説』におけるＩＰＯ第

八条第二項に関する記述を紹介することとしたい。

ＩＰＯ第八条第二項では帝国等族の諸々の権利が規定され、そこには同盟条約締結権も挙げられている。グントリンクは同項規定中の「講和又は同盟条約の締結」（*pax aut foedera facienda*）の部分に註釈を付しており、それは次のような内容となっている。

先ず、「講和条約締結権」（das *jus pacis pangendae*）は当然認められるとの立場が採られる。即ち、「［帝国］等族は宣戦［の権利］について承認されているのだから、彼らは必然的に講和［の権利］についても併せて保持せねばならない」（da die Stände mit *ad belli declarationem* admittiert werden, müssen sie auch notwendig *ad pacem* concurrieren）[89] としている。そして、実例が挙げられることのないままに、選挙侯が皇帝との同盟条約（*foedera*）を締結しているが、それは殆ど自己の利益のためであるとの見解が付されているのである。[90]

この註釈では、帝国等族の同盟条約締結権がウェストファリア条約で明示的に承認されたことが何ら新奇なことでないゆえ、解説に値しないかのような態度が示されている。そして、国際法上の権能の問題についての明示的言及も全く存在しない。つまり、グントリンクは、この問題を国際法的観点からではなく、帝国国制との関連においてのみ論じていると判断されるのであり、このことは『根本的論説』及び『完全論説』に通底する特質であるように思われるのである。

㈡　ヴォルフ

膨大な著作を残したヴォルフ（Christian Wolff）は、「国際法」に関連する著作も複数残している。ここではそれらの中でも主要著作であると考えられる一七四九年の『科学的方法により演繹された国際法』（*Ius gentium methodo scientifica pertractatum*）[91]（以下、『国際法』とする。）を考察の対象としたい。

先ず、この著作における方法論的特徴について指摘しておきたい。それは、一般論として諸国民により示される事例の重要性が指摘される箇所もあるが[92]、実際に展開されている議論の中で先例が挙げられることは少ないというものである[93]。そして、この特徴は帝国国制や帝国等族が関連する事例の列挙に関しても妥当する。しかしながら、それは彼が帝国内の諸問題を「国際法」を巡る彼の理論体系の中で全く無視したということを意味するものではない。なぜならば、彼は、多くの箇所においてラテン語の用語をドイツ語に置き換えて説明しており、これにより帝国国制上の観念を意識して「国際法」上の観念を巡る議論を展開していると解されるからである。

例えば、国家の支配権に関する議論では「国家の統治者」（*Rector civitatis*）がどのような意味において「領域の所有者［または君主］」（*Dominus regionis*）と理解されるかの説明を、“der Landes-Herr”（領邦君主）の語を用いて行っている[94]。また、条約についての議論の冒頭では、「最高権力（者）」（*Potestates summae*）をドイツ語における“die Gewaltigen”（権力者）とし、最高権力の一部を行使する者（*Potestates minores*）を“die Obern”（上位者）として説明している[95]。そして、この他にも同様の箇所は多数見出されるのである[96]。

また、具体的先例の列挙が行われないという点は、ウェストファリア条約に関しても妥当することであり、『国際法』において同条約への言及箇所は見出されない。特に、第四章「同盟条約及びその他の諸国民間の合意及び約束（*Sponsiones*）について」及び第八章「平和及び平和条約について」といった当時において既に多くの先例（それには当然ウェストファリア条約が含まれるであろう。）が存在する事項についての議論においても、同条約が言及されないだけでなく、先例自体も全く見出されないのである。

このような先例の軽視は、ヴォルフの国際法観念とそれによる考察対象の限定に由来する現象と解される。即ち、彼は国際法（*Jus Gentium*）を「元来は諸国民に適用される自然法に他ならない」とした上で、更に「必要的国際法」（*Jus Gentium necessarium*）、「意思国際法」（*Jus Gentium voluntarium*）、「協定国際法」（*Jus*

Gentium pactitium)、「慣習国際法」(*Jus Gentium consuetudinarium*)、「実定国際法」(*Jus Gentium positivum*) といった分類を行う。[97] これらの中で、「協定国際法」については、それらに関係する諸国民のみに妥当する事実であって、「個別の協定は…［中略］…国際法学に属するのではなく、この法または当該国民の歴史に属する」(*Pacta enim particularia … non ad scientiam Juris Gentium pertinent, sed ad historiam Juris hujus, vel illius Gentis*) とされ、この点については「慣習国際法」についても妥当するとされている。[98] このような分類と意識のもとで国際法を「科学的方法」により体系化しようとするヴォルフの意識は、「協定国際法」及び「慣習国際法」の考察には向けられないことになる。その結果、条約や国家実行といった先例への言及は行われないことになったと推測されるのである。[99]

㈢ モーザー

1 国際法関連著作

(a) 「帝国」への言及

モーザー（Johann Jacob Moser）の帝国国制に関する考察は、彼が残した膨大な著作の中でも重要な部分を構成する。そのため本稿においてそれらの全貌を論ずることは不可能である。そこで先ず、彼の国際法関連の主要著作と考えられる一七五〇年の『現行平時欧州国際法要理』(*Grundsätze des jetzt üblichen europäischen Völkerrechts in Friedens-Zeiten*)[100]（以下、『要理』とする。）と一七七七年から四年にわたり計一〇巻に纏めて公刊された『平時及び戦時欧州国際法試論』(*Versuch des neuesten europäischen Völkerrechts in Friedens- und Kriegszeiten*)[101]（以下、『試論』とする。）を中心に考察することとしたい。

『要理』においては、モーザーの論述に帝国の当時の状態が映し出されていることが理解される。その一つの例

として、帝国等族の次のような扱いが挙げられる。

『要理』の第一篇（「一つの独特の社会体（Staats-Körper）を構成する範囲での欧州に関して」）第一章（「欧州社会体の構成員について」）の第二〇節では、「明らかに完全な主権者ではないが、それでも多くの特権を有するために、主権者［但し、原文は“Souveraineté”］に類似している」ことによって、欧州の主権者の中に算入される者として、「ドイツ帝国の選挙侯、諸侯及びその他の等族」が「イタリアにおけるトスカナ大公、モデナ公」等と共に挙げられている。[102] ところが、第二章第一節では「主権者」（Souverain）という語の意味について次のように論じられている。「主権者という言葉には複数の理解が与えられている。即ち、1．一つの大領邦（Land）の支配者（Regenten）一般に関して用いられる：2．特別に、ローマ皇帝を首長（Oberhaupt）とするローマ帝国の等族について用いられる：3．外国の首長を有することのない支配者又は国家（Staat）：4．統治上の事項について無制約の権力（Gewalt）有する支配者。」そして、ここでの議論は第三の観念を用いるとする。[103] つまり、帝国等族の主権者としての地位は曖昧であるが、同書では帝国等族を主権者としては扱わないとの方針が立てられているのであるが、これは裏面から考えるならば、帝国等族の主権者としての地位にも言及せざるを得ない当時の状況が考慮されているものと解されるのである。[104]

また、『試論』においては、その第一篇第一章第七節「同一の人格における主権者と帝国等族」（“Souveraine und Reichsstände in einerley Person”）において、この表題は、大領主（Herr）が「完全に独立しており、同時に或る首長に臣従している帝国等族である」ということに関係するとされ、また「全ての人間が、多様な特徴を有するときに、同時に多様な倫理的または政治的人格を表象し得る」と述べられている。[105] 更に、「欧州には統一されたローマ帝国（das einige Römische Reich）またはドイツ（Teutschland）が存在し、その中で1．デンマーク、2．英国、3．ハンガリー、4．プロイセン、5．サルディニア、及び6．スウェーデンの諸国王が同時に

前述のローマ帝国の等族であり、そのようなものとしてローマ皇帝を首長として承認しなければならない[106]」とされている。

このように、モーザーは当時の帝国及び帝国等族の存在を理論的に整理しようと試みているが、それと同時に、近代的主権概念（及びそのコロラリーとしての「国家平等」）との相異を次のように示すことになる。即ち、彼は『要理』第五章において「欧州諸勢力間の序列について」論じ、同様に『試論』第一篇第五章第一〇節では仏瑞間の序列に関してウェストファリア講和会議の際の事情に触れられている。また、『試論』第一篇第一章第一一節では「欧州の半主権者」（Europäische halb-souveraine Herren）について論じられている。特に、「半主権者」に関しては、「欧州には半主権的であると見られ得る一定の支配者（Regenten）及び諸国家も存在している」として、それについての説明を次のようにしている。「それらは完全に主権的であるのではない。なぜならば、それらは或る真の世俗的首長（ein wahres und würkliches Oberhaupt）を有しており、その首長はそれらに対して多くの点で命令するからである[107]。」更には、半主権国家に関連する第三篇第六章では「ヨハン騎士団」や「ドイツ騎士団」といった存在までもが論じられているのである[108]。

以上のようにモーザーは当時の帝国の実状を反映させた議論を展開しているが、その中で国家間の序列や「半主権者」といった概念を援用しなければ、当時の帝国や欧州全般の現実を説明不可能であったと解されるのである。

(b) ウェストファリア条約への言及

ウェストファリア条約への言及は『要理』及び『試論』の何れにおいても少ない。

『要理』においては、ウェストファリア条約についての論述は見出されないように思われる。宗教問題を扱う第

六篇（Von Religions-Sachen）や同盟条約及びその他の条約を扱う第一一篇（Von Bündnissen und anderen Tractaten）においてすら、同条約への何らの言及も見られないのである。

これに対して、『試論』では若干の箇所でウェストファリア条約への言及が行われている。その中で同条約が主要な検討対象に含まれている箇所は、第二二篇第一三章「講和締結の保証について」（Von der Friedensschlüsse Garantierung）である。特に、その第一二節は「ウェストファリア条約の保証」と題され、「一六四八年のウェストファリア条約の保証が一七四〇年以降様々な機会に出現した」との記述に続いて、その実例を多数（約二〇頁にわたり）列挙している。[109]

しかしながら、『試論』のその他の箇所でのウェストファリア条約への言及は少数であると同時に断片的であると言わざるを得ない。例えば、第一編第一章においてスイスについて説明する際に、「一六四八年のウェストファリア条約において、一三のスイス諸邦のみが明示的にローマ帝国からの独立を承認された」[110]とされ、第四篇「使節について」（Von Gesandtschaften）第一章第一節「使節とは誰か」（Gesandter, wer?）において、この問題に関する一六世紀からの説明が行われる中で、ウェストファリア講和会議に一六四五年以降、列強以外の一定の諸侯も使節を派遣した旨が言及され、[111]また、同篇第三章第一三節で「一六四八年」がオランダ独立承認の年として登場するといった程度である。[112]

また、ウェストファリア条約への言及が予測される主題を扱う箇所に同条約は登場しない。例えば、第四編「使節について」の総論部分で、特に選挙侯等の有力領邦以外の帝国等族（半主権者）の使節（権）についての議論の中で、ＩＰＯ第八条等の条文に触れている記述は見出されないのである。

2　『ドイツ対外公法』（一七七二年）及び『ドイツ近隣公法』（一七七三年）

モーザーは「国際法」に類似する観念として帝国等族の対外的関係を規律する規範に関する著作も公刊している。即ち、一七七二年の『ドイツ対外公法』（*Teutsches auswärtiges Staatsrecht*）[113]とその翌年に公刊された『ドイツ近隣公法』（*Teutsches nachbarliches Staatsrecht*）[114]である。

『ドイツ近隣公法』において議論の対象とされている事柄は、第一に「ドイツ帝国等族の皇帝または団体としての（*in Corpore*）帝国との関係でもなく、更には、帝国等族と当該等族の領邦等族及び臣民との関係でもなく、領邦君主としての帝国等族が同様に領邦君主である他の帝国等族との間に有する関係」、第二に「領邦君主としての帝国等族が他の帝国等族との関係において有する領邦等族及び臣民との関係」、最後に「個々の帝国等族の領邦等族及び臣民が他の帝国等族との関係において有する［当該他の帝国等族の］領邦等族及び臣民との関係」であるとされる。[115]したがって、「ドイツ近隣公法」とは、帝国等族相互間、帝国等族と他の帝国等族の領邦等族及び臣民との間、異なる帝国等族に臣従する領邦等族（及び臣民）相互間の関係を規律する法として構想されていることが理解される。また、『ドイツ対外公法』では、「ドイツ帝国等族の諸外国に対する、そしてその反対の」関係が論じられている。[116]

既に見たように、モーザーは「国際法」について『要理』及び『試論』において論じていることから、『ドイツ近隣公法』及び『ドイツ対外公法』において論じられている帝国等族を巡る諸関係を規律する規範は国際法とは異なる独特の規範であることになる。

この二著作の中で、「国際法」の観念により近似すると思われる『ドイツ対外公法』においては、ウェストファリア講和会議や条約には各篇（Buch）で言及されているが、本文四七〇頁を超える同書の中でそれは頻繁に引用或いは言及されているとは言い難い。[117]また、同条約を帝国や欧州の基本法とするような記述は見出されない。

また、『ドイツ近隣公法』においても同様のことが妥当するが、同条約への言及の頻度は『ドイツ対外公法』におけるよりも少ないように思われる。

それでは、モーザーはウェストファリア条約を軽視していたと言えるのであろうか。この点を確認するためには、彼の他の分野の著作にも目を向けなければならない。

3　『帝国宮内法院の活動からのウェストファリア条約の解明』（一七七五／七六年）

最初に、注目されるべき著作は、一七七五年から翌年にかけて二巻に分けて公刊された『帝国宮内法院の活動からのウェストファリア条約の解明』（*Erläuterung des Westphälischen Friedens aus Reichshofräthlichen Handlungen*）[118]である。同書は、一六三五年のプラハ和議及びウェストファリア条約に関して帝国宮内法院（Reichs-Hofrath）により作成された文書を中心に纏めたものである。第一部が本文六二九頁、第二部が本文五二八頁という大部であるが、その内、プラハ和議には第一部の最初の四四頁（S. 1-44.）、ＩＰＭには第二部の最後の三五頁（S. 494-528.）が当てられているに過ぎない。残りの全て、即ち一一〇〇頁近くがＩＰＯに当てられており、ＩＰＯに関する記述が圧倒的に多い。そして、そこでは、ＩＰＯ全体に関する帝国宮内法院決定（Reichs-Hofrath-Conclusus）に始まり、それに続いて、ＩＰＯ第三条第一項以下各条項についての関係文書が作成年月日順に並べられている。条約締結後の文書も含まれており、各条項に対する皇帝（帝国）の見解を通じてＩＰＯの作成及び実施の経緯が示されている。但し、この著作は「資料集」としての性格を強く有するものであって、モーザー自身の見解は殆ど示されていない。したがって、国際法的観点からは勿論のこと、帝国国制上の観点からも分析は全くなされていない。それでも、この著作により帝国の問題としてウェストファリア条約（特に、ＩＰＯ）をモーザーが重視していたことは示唆されていると考えられるのである。

4　帝国国制関連著作

また、専ら帝国国制を論ずる『現代ドイツ帝国国制概説』（*Grund-Riß der heutigen Staats-Verfassung des Teutschen Reichs*）[119]（以下、『国制概説』とする。）では、ウェストファリア条約が「まさしく永遠の講和」（ein getroffener ewiger Friede）とされ、次のように評価されている。「［同条約中で］聖俗両界の極めて多くの重要な点においてドイツ帝国の国制が（一部は確実な基礎の上で、一部はその他の基礎の上で）規定された。…［そして、その規定の曖昧さから、帝国等族間での紛争の種とはなったものの］…ドイツ帝国の最重要な基本法（Grund-Gezetze）の一つである。[120]」

『国制概説』おけるウェストファリア条約への言及は少ない[121]ものの、この一節から同条約の（帝国国制にとっての）重要性がモーザーにより充分に認識されていることが窺われる。[122]そして、その他の帝国国制関連の著作においても、同様のことを彼が認識していたことが理解されるのである。

例えば、一七七四年の『ドイツ宗教制度論』（*Von der teutschen Religions-Verfassung*）[123]においては、その第一編（「ドイツにおける宗教制度全般について」）の第二章「ドイツの宗教事項及び教会事項における一般規則について」（Von der allgemeinen Norm in Teutschen Religions- und Kirchen-Sachen）の第七節で、他の主要な規則（例えば、パッサウ和議・アウクスブルク和議等）に比して、かなり詳細にウェストファリア条約の関連規則の紹介及び検討が行われている。[124]また、第一〇章「ウェストファリア条約の効力によりさらに回復されるべき事柄について」（Von deme, was Krafft Westphälischen Fridens noch restituiert werden solle）は（僅か四頁という短い章ではあるが）、ウェストファリア条約の関連規定が正面から論じられている。[125]更に、第一四章（「宗教事項及び教会事項における帝国等族相互の権利及び義務について」）第六節ではＩＰＯ第一七条第四・五項、更には第六項が挙げられ、同条約の維持を巡る問題が論じられている。[126]そして、これらの他にも同書では同条約への言及がかなり多く

見出されるのである。[127]

『ドイツ宗教制度論』は八〇〇頁を超える大著であるため、記述量のみを問題とするならば、以上に見てきた言及からは、必ずしもモーザーがドイツの宗教制度問題においてウェストファリア条約を最重要視していたとは断定できない。しかし、第一篇第二章における同条約の取扱いに注目するならば、ドイツの宗教問題に関する一般的規則として同条約が重要であるとの認識をモーザーが有していたことは疑い得ないであろう。

5　評　価

以上の考察の範囲内では、モーザーの国際法理論及びドイツ帝国国制理論の両者において、帝国等族が理論の枠組の中に採り入れられていることが理解される。またそれと同時に、ウェストファリア条約については、それが「条約」ではあっても、その重要性は飽くまでも帝国国制の基本法（それも複数存在するものの中の一つ）として理解されているのであって、国際法上の特別な重要性はおろか、国際法学的観点からの評価さえ行われていないことが理解されるのである。[128]

㈣　グラファイ

グラファイ（Adam Friedrich Glafey）は、イエナ大学卒業後ライプツィヒ大学で法学教授資格を得た後に、ザクセン選挙侯の法律顧問等としてドレスデンを舞台に活躍した。[129] そして、彼の国際法関係の主著が、彼の死の前年である一七五二年に上梓された『国際法』（*Völkerrecht*）[130] である。

同書におけるグラファイの記述方法は、各事項に関する自己の見解や学説を論じてから、実行を列挙するというものである。そして、その実行の列挙の中で、ウェストファリア条約（更には、ナイメーヘン条約、ライスヴァ

イク条約等）が頻繁に言及されている。

その最も顕著な例と考えられるのは、同書第七章「講和の法について」（Vom Rechte des Friedens）における記述である。例えば、その第五節及び第一五節ではウェストファリア講和会議の準備過程についての説明がなされ、第四九節では「恩赦」（Amnestie）に関連して、ウェストファリア条約において合意されたスウェーデン王冠への五百万ターレルの支払いについて触れられ、第六〇乃至六二節では「恩赦」と「回復」（Restitution）が別個に規定される例としてＩＰＯ第二・三条（当該二箇条の条文が全文転載されている。）が挙げられ、それらの条文の説明及び解釈が行われている。[131] 同章ではまた、第七四節で「災害及び恩赦の条項からの回復の区別について」（von der *Distinctione restitutionis ex Capite gravaminum et amnestiae*）が論じられ、これがウェストファリア条約の規定の基礎となっている旨のコッケユス（Coccejus）の説が紹介されている。[132] 第八三節では、「帝国等族が皇帝や仲介者の意思なくして二つの王冠の下に置かれ得るか」について、「戦争の諸権利」（*Iura belli*）[133] がウェストファリア条約において規定されたことを根拠にこれを認める説が多数であるとする。第九五節では、講和会議開催地の市参事会（Rath）と住民は、自己の領主に対してのみならず、会議参加者に対しても安全を確保する義務を負う（コッケユスの議論に従う）として、その例をウェストファリア講和会議時のオスナブリュック及びミュンスターに求めている。[134] 第一〇一節では「保証」（Garantie）に関して、特に、それが一般的保証か個別的保証かについて、ウェストファリア条約におけるスウェーデンの例が挙げられている。[135] 第一一六節では「講和の擁護」に関するＩＰＯ第一七条第五項（ＩＰＭ第一一八条（“*Teneantur omnes*” 以下））が全文引用され、[136] また第一二五節では、回復の基準年に関してウェストファリア条約中で示されている一六二四年と一六一八年が言及されている。[137] 第一二六節では、講和条約に対する違反があった場合のそれ以降の「保証」の取扱いに関して、グラファイは、ウェストファリア条約に言及しつつ、この場合新たな講和が結ばれることが合理的であるとして

いる。[138] そして、第一二八節では、「保証」の内容に関して、紛争発生後直ちに武力に訴えないことがそれに含まれるとされ、その例として、ウェストファリア条約ではそのような状況において三年間の猶予期間が置かれていることが挙げられている。[139]

このようにグラファイは多くの箇所でウェストファリア条約に言及している。勿論、このような頻繁な言及は、同書の第七章が特に講和条約に密接に関連することを理由とする特殊な事象であると解する余地はある。しかしながら、少なくともこれは同条約が一八世紀中葉において講和条約の重要な実例として認識されていたことを示すものと解することは可能である。[140]

また、注目される事柄の一つとして、第八章「同盟について」（Von Bündnissen）第八節において、ドイツ帝国内ではウェストファリア条約以前から等族が継続的に同盟権を行使してきたし、同条約第八条もそれを確認しているとする中で、「帝国の基本法」（die Fundamental-Gesetze）という言葉が二度使用されていることが挙げられる。ここでは、「ある帝国の基本法」（die Fundamental-Gesetze eines Reichs）或いは「その者の帝国の基本法」（die Fundamental-Gesetze seines Reichs）として、神聖ローマ帝国とはせず、一般化して論じられてはいるものの、「基本法」が「皇帝陛下」並びに他の「主権者」の同盟権を認めているという文脈で論じられていることから、実態としては同帝国が念頭に置かれており、したがって、「帝国の（複数の）基本法」の中にウェストファリア条約が含まれるものと解されるのである。[141]

(五) ギュンター

ギュンター（K. G. Günther）は、彼の国際法分野における主著である『ドイツ帝国等族への適用を含む、理性・条約・慣習に基づく平時欧州国際法』（*Europäisches Völkerrecht in Friedenszeiten nach Vernunft, Ver-*

trägen und Herkommen, mit Anwendung auf die teutschen Reichsstände)[142]（第一部一七八七年・第二部一七九二年）（以下、『欧州国際法』とする。）を公刊する以前の一七七七年に、『ドイツ帝国等族への適用を含む、理性・条約・慣習・類推に基づく欧州国際法概説』（*Grundriß eines europäischen Völkerrechts nach Vernunft, Verträgen, Herkommen und Analogie, mit Anwendung auf die teutschen Reichsstände*）[143]（以下、『概説』とする。）を公刊している。両著の題名からも理解されるとおり、ギュンターの「国際法」理論の特色は、帝国等族への欧州国際法の適用をも扱っている点にある。[144]

『概説』は本文が七〇頁に満たない小著であり、また、同書におけるウェストファリア条約への言及箇所は多くない。しかし、同書には本章でこれまで考察してきた諸文献にはなかった構成が採用され、僅か五頁ながら「国際法史」（Historie des Völkerrechts）と題された章が設けられている。その中でギュンターは、「ウェストファリア条約以前から、しかし特にそれ以降、欧州諸国の結び付きは常により緊密となったし、条約及び慣習の数は常に増加したため、初めてこの時期から真の実定的かつ実際的欧州国際法（ein eigentliches positives und praktisches europäisches Völkerrecht）を人は評価することができる」と述べている。[145] 即ち、彼は一七七七年の時点で既に「国際法の歴史」を意識し、またその中でのウェストファリア条約の（時代区分としての）重要性に着目していたのである。

その一〇年後に公刊された『欧州国際法』第一部では、『概説』におけるほどには国際法史は纏められて論じられていない。それでも、序論（Einleitung）（「国際法、特に欧州国際法一般に関して」）の第二六節で「国際法の歴史」、第二七節で「自然国際法の歴史」が論じられ、第二九節で「ドイツ国際法（das teutsche Völkerrecht）の歴史」に触れられている。（第二九節では、「ウェストファリア条約が［帝国等族について］より一層注目に値する時代を作る」とされている。）[146] 更に、第一篇（「自由な（主権的）国民（ein freies（souveraines）Volk）、今日の欧州の主

権国家及びそれら相互間の一般的関係の確定」）第一章（「主権国家、特に欧州主権国家一般について」）では、その第三節で「主権の起源」についてプロイセンやオランダ等各国の主権が承認された文書やその期日等を交えての説明が行われた後に、第二九節（トルコ）に至るまで欧州の諸国家の主権の確立乃至承認の過程が歴史的に論じられており、[147]『概説』で意識された国際法に対する歴史的接近という試みは或る程度推進されているものと評価できる。そして、その中で頻繁にウェストファリア条約への言及が行われているのである。

また、『欧州国際法』第一章第三二節では「半主権国家」（Halbsouveraine Staaten）についての説明が行われ、以下第三六節までこの問題が論じられている。[148] そして、ギュンターは、半主権国家を巡る議論の中心を帝国等族とし、“*superioritas territorialis*”を「領邦高権」（Landeshoheit）として理解する立場からその観念を説明する。その際に、ＩＰＯ第八条に言及し、「[“*superioritas territorialis*”の]生成は主としてウェストファリア条約に負っている」[149]とする議論を展開している。当該箇所では「基本法」（die Grundgesetze）という言葉も登場しているが、その文脈から判断するならば、ギュンターはウェストファリア条約が「帝国の基本法」の一部であるとの認識に立っているものと思われる。

以上のギュンターの二著作に関して挙げられた事柄には、本稿の主題との関係において幾つかの重要な点が示唆されている。第一に、国際法史の記述におけるウェストファリア条約の重要性を彼が自覚的に示していることが挙げられる。第二に、しかしそれは「ウェストファリア神話」のようなものではなく、同条約の重要性は「帝国の基本法」としての地位に留まっている。第三に、帝国等族の地位は「半主権的」であるとされており、これもまた「神話」とは異なる理解である。そして最後に、第二・三点に関連するが、同条約は殆ど帝国国制の枠内で論じられているのである。

(六) マルテンス

マルテンス（Georg Friedrich von Martens）は、一八世紀末までにラテン語（初版一七八五年）（『欧州国際法要論』（*Primae lineae iuris gentium Europaearum*））[150]・仏語（同一七八九年）（『条約と慣行に基づく近代欧州国際法概説』（*Précis du droit des gens moderne de l'Europe fondé sur les traités et l'usage*））[151]（以下、『概説』とする。）・独語（同一七九六年）（『条約と慣習に基づく実定欧州国際法序説』（*Einleitung in das positive europäische Völkerrecht auf Verträge und Herkommen gegründet*））[152] の国際法概説書を公刊している。[153] これらは比較的近接した時期に公刊されており、内容は類似しているものの、必ずしも同一ではない。[154] 以下では、仏語初版を主たる検討対象とし、羅・独語版を対照用として活用することとする。それは、仏語版がその後幾度も改訂され広く流布したことから、その後の国際法学への影響という点で、彼の概説書の中で最重要であると考えられるためである。[155]

それでは、『概説』における帝国国制や帝国等族への言及から検討してみたい。この点で先ず注目されるのは、マルテンスが（前述のギュンターの場合と同様）「半主権国家」（Etats mi-souverains）の観念を設定し、その中に帝国等族を含めている点である。これは『概説』の第一篇第二章における欧州諸国の分類に関する議論の中で登場する。当該箇所でマルテンスは「欧州を構成する諸国家についてのより適切な観念（idée）を構築するためには、絶対的な主権国家を半主権的でしかないもの（少なくともその主権は論争の対象外にあるのではない）から区別しなければならないだけでなく、王国としての名誉（honeurs royaux）を享受し、『大国』（*les grands états*）と充分に共通して称されるものを、それを享受せず、第一のものに対して『小国』（*les petits états*）と称されるものから区別することが適切である」との前提に立つ。[156] そして、「ドイツ帝国」（l'Empire d'Allemagne）を筆頭に諸「王国」が挙げられ、[157] その後に「半主権国家」に関する説明が行われる。「半主権的君主の中では、諸選挙侯のみが国王としての名誉（honeurs royaux）を享受する。その他は、半主権者の範疇の中で次のように整理され

る。(1)帝国等族、(2)ドイツの帝国直属諸侯団及びその他の若干の帝国直属領主（seigneurs immédiats）、(3)依然として帝国への臣従という紐帯を認めるイタリアの帝国直属君主（les princes immédiats d'Italie qui reconnoissent encore le lien de soumission envers l'Empire）」等々である。[158]

マルテンスは「半主権国家」に関する詳細な説明は行っていない。しかし、主権国家と半主権国家の区分が提示されている以上、国家間の主権平等という観念は排除されることになる。実際に、条約締結の自由に対する制約に関して「半主権者は、条約を作成する彼らの自由への制約を課すことのある法（loix）に従う」とされ、当該箇所に付せられた註で帝国等族の場合が挙げられている。[159]

ところが、「国力及び統治形態の相異にも拘らず、全ての国家は普遍的国際法（le droit des gens universel）の前では名誉に関する諸権利並びにそれらに関連する事柄の全てについての完全な平等を享受する」とされた上で、称号等の相異は認めるとされている。[160] つまり、マルテンスにとって、少なくとも「名誉権」については、主権平等を前提とした上での、名称（称号）の相異としてのみ主権国家と半主権国家の区分が存在していることになるのであろう。

以上の他にも、『概説』では、対内的統治権について論じられている第三篇第二章における刑事管轄権を巡る記述の中で、犯罪人引渡しについて「一般にこの点について帝国等族は自由な諸国（les puissances libres）のように振舞う」とされ、[161]「外国において刑事上の権能に基づく行為を行い得ない」との原則が帝国等族間に妥当している旨が論じられている。[162] 一方では、このように主権国家間に妥当するものと同様の権能を帝国等族が行使している点が挙げられるが、他方では、「貨幣鋳造権」（droit de monnaye）は主権者の専属的権限であるとの原則のもとで、帝国等族の当該権利は皇帝から個別に付与される特権その他の権原に基づき行使されることが指摘されており、[163] 帝国等族の特殊性にも目が向けられている。[164]

次に、『概説』におけるウェストファリア条約への言及について検討することとしたい。先ず確認されるべき事柄は、同書においてマルテンスは同条約への言及を殆ど行っていないという点である。

ウェストファリア条約が明示的に言及されている箇所としては、例えば、「平和の回復」が論じられている第八篇第七章が挙げられる。しかし、同章がウェストファリア講和会議・条約を引用するのに恰好の箇所と思われるにも拘らず、実際には同条約における「普遍的恩赦」に関する文献が挙げられるのみである。[165] また、「欧州諸人民の宗教について」論じられている第一篇第四章では、「諸国家間の同一宗教の紐帯」に関する議論の中で帝国内の宗教の状態について論じられ、帝国等族がカトリック派団体（*Corpus Catholicorum*）とプロテスタント派団体（*Corpus Evangelicorum*）に分かれているが、それは聖界事項に関連するものではなく、ウェストファリア条約により保証された権利の保全のためにそうなっているといった説明が加えられている。[166] しかし、この議論の前提となる「宗教史」[167] の記述中では同条約は言及されず、また、国家が有する宗教に関する権利についての記述[168] においてさえも言及はない。

このようなウェストファリア条約の軽視という現象は、『概説』におけるマルテンスの国際法認識と記述方法に由来するものと考えられる。

先ず、「欧州の全人民が自己の諸権利を調整するための諸条約に共に合意し、これら一般条約（ces traités généraux）がそれら人民の実定国際法の法典（le code des loix du droit des gens positif）を形成すること」を想像することはできるにしても、「欧州の全ての国家間でも、またその大多数の間であったとしても、そのような一般条約は一つとして存在しなかった」とされている。[169] 即ち、マルテンスの理解によるならば、欧州内で「一般条約」やそれに類似する条約は存在したことがないのであって、ウェストファリア条約であってもそのような条約には該当しないのである。

但し、マルテンスは二国間（或いはそれ以上の若干の国家間）の条約であっても、諸々の条約が同一の点について同一の事柄を規定する場合、そして慣行（usages）が存在する場合には「欧州実定国際法」が存在するとする。[170] そして「[事実を通じて]慣行が知らぬうちに形成される」として、実定国際法認識のための歴史の重要性を説いている。[171] そうであるとするならば、彼の言う「歴史」を形成する先例としてのウェストファリア条約がより頻繁に引用・言及されてもよいように思われる。ところがマルテンスが論ずる「歴史」の中で具体的に引用される先例は殆どが一八世紀の事例なのであり、そこにはウェストファリア条約が援用される余地は殆どないことになるのである。[172]

以上のことから、マルテンスは『概説』において「半主権国家」を国際法上の議論に取り込むことによって、帝国等族をも国際法の理論の枠内に収めていること、そして、ウェストファリア条約に特別な重要性を認めていないことが理解されるのである。

第二節　ドイツ外の諸学者

(一)　バインケルスフーク

オランダの法学者バインケルスフーク（Cornelius van Bynkershoek）は、彼の国際法関係著作において多数の先例を列挙することから、伝統的に国際法学上の「(初期) 実証主義者」の範疇に入るものと評価されてきた。[173] しかし、このような評価は国際法学における「実証主義」の定義の困難性と相俟って、誤解を招き易いものと言える。[174] それでも、彼が先例を重視したことは真実であり、したがって、彼の国際法関連著作において帝国国制、そして特に、ウェストファリア条約への言及が期待される。しかしながら、国際法（*jus gentium*）に関する彼の主著である一七二一年の『使節裁判権論』（*De foro legatorum*）[175] と一七三七年の『公法の諸問題』（*Quaes-*

tionum juris publici）[176] におけるそれらへの言及は頻繁とは言い難い。

『使節裁判権論』においては、帝国内で生じた事例への言及は見られるが[177]、ウェストファリア条約への言及は見出されない。また、『公法の諸問題』においては、例えば、第一篇第二章での宣戦の要否に関する議論において、三十年戦争中の事例が紹介され[178]、また、三十（八十）年戦争中のオランダのオーストリア家との関係[179]やミュンスター司教による一六六五年及び六六年のオーフェルエイセル（Overijssel）占領についての言及等[180]もある。しかし、それらは主としてオランダに関連するゆえに採り上げられており、帝国やウェストファリア条約への関心に由来するものではない。ウェストファリア条約と並行して作成されたミュンスター条約への言及が比較的頻繁に登場することも同様の理由によるものと考えられる[181]。

(二) ヴァッテル

ヴァッテル（Emer de Vattel（1714-1767））はスイスのヌーシャトル（Neuchâtel）に生まれたが、その地はプロイセン国王領であった。そして、彼自身は、一七四三年から当時ポーランド国王でもあったザクセン選挙侯の外交官としての地位にあった[182]。したがって、帝国との関係は浅からぬものがあるといえる。それでは、そのような帝国との関係は一七五八年に公刊された彼の著書『国際法』（*Le droit des gens*）[183] にどのように反映されているのであろうか。

ヴァッテルは若干の箇所で神聖ローマ帝国に言及している。例えば、「主権国家」の分類を扱う中で「封建制国家」（Etats Feudataires）について論じられており、「ドイツ諸国民」（Les Nations Germaniques）がそれに該当するものとされている[184]。また、皇帝（フリートリヒ二世）の帝国内に居住する外国人に関する布告が紹介され[185]、ブランデンブルク選挙侯によるフランス人難民の取扱いについて触れられている[186]。更に、「大使及びその他の公

職者の権利、特権及び免除について」の議論では、使節の旅券についてウェストファリア講和会議の際に旅券に記載された経路以外では旅券は無効とされたという事例が挙げられている。[187]

しかし、これらの帝国関連の事例は何れもヴァッテルにとって「国際法」の事例として紹介・援用されているのであり、帝国国制自体には考慮が払われていない。また、例えば、保護国に関する議論の中でオーストリア公のルツェルンに対する保護権の例が挙げられていることに典型的に現れているように、帝国が関連する事例の引用はスイスとの関係の中で行われている場合が多く、彼の関心がスイス（Corps Helvétique）やヌーシャテルを巡る事例に傾いていたことを窺わせるのである。[188][189]

また、ヴァッテルによるウェストファリア条約への直接的言及もまた少数である。例えば、使節権に関する議論（「使節権、または公職者（les Ministres Publics）を派遣及び接受する権利について」）ではウェストファリア条約及び帝国等族の使節権への言及が行われている。[190] また、「条約に関する誓約について」の議論では、教皇によるウェストファリア条約批判を紹介しつつ、ヴァッテルは「彼［教皇］は全欧州に関係する条約の諸規定に抗議するにとどまらず、ある教書（une Bulle）を公表した」とする。[191] そしてまた、それらの言及の中でも目に付くのは、スイスとの関連におけるものである。即ち、人民の独立に関して「［スイスの］独立がウェストファリア条約において皇帝及びドイツ全体により（par tout le Corps Germanique）承認された」[192] とし、使節権に関する議論においてさえも、スイスの使節の地位に関連して「一六四八年にウェストファリア条約中で帝国から自由で独立であることが厳粛に承認され［た］」[193] とするのである。

以上が『国際法』において見出されるヴァッテルの帝国及びウェストファリア条約への主要な言及であるが、より重要であると判断される事柄は、本来同条約が言及されるべきであると思われる論述箇所において言及されていないという点である。

例えば、「講和条約について」と題された章の中でヴァッテルは「戦争に関わった主権者で直接参戦した者は講和条約を作成しなければならない」とし、その実例として、ナイメーヘン・ライスヴァイク・ユトレヒトの各条約のみを挙げている。また、「同盟条約及びその他の条約」に関する議論では、ドイツの帝国等族及び自由都市が外国勢力との同盟条約締結権を有することが論じられているが、ここでもウェストファリア条約には触れられていない。[194]

更に、宗教問題を論ずる第一篇第七章（「敬虔及び宗教について」）は同書の一章としてはかなりの紙幅（三七頁）が割かれているが、それは「社会の福祉及び平穏にとって宗教は極端な重要性を有する」[195]のであり、また「社会の福祉及び平穏に対する宗教の極端な影響には打ち勝ち難い」[196]との認識があるからと考えられる。[197]しかし、この章においてもウェストファリア条約による宗教問題解決については何ら触れられていないのである。

第三節　一八世紀「国際法史」研究におけるウェストファリア条約

さて、以上の一八世紀におけるウェストファリア条約の取扱いに関する考察では主として「国際法」概説書を対象としてきた。しかしながら、一八世紀の国際法学の展開の中で注目されるべき現象は、国際法の歴史を扱う専門研究書が登場することである。そこで、以下では、一八世紀に公刊されたその種の著作におけるウェストファリア条約の取扱いについて検討することとしたい。

(一)　マブリー

先ず、注目されるのは一七四七年に初版が公刊されたマブリー（l'Abbé de Mably）の『条約に基づく欧州公法』（*Le droit public de l'Europe, fondé sur les traités*）である。[198]全三巻からなる同書第五版は、第一章「ウェス

トファリア条約及びピレネー条約」から第一六章で論ずるパリ講和条約（一七六三年）まで、条約締結の背景や当事者の事情をも含めて、各条約の説明が行われている。そのため、全体的には各条約の法的分析よりも、（現在の学問分類からすれば）外交史（或いは条約史）としての色合いが濃い。

しかしながら、この著作が有する重要な意義は、同書の序言（Préface）に示されている次のような認識である。即ち、彼は、既に彼の同時代の人々が「ウェストファリア条約以前の諸協定の中には、諸々の問題に今日でも何らかの影響力を有し得るものが殆どないことを確信しているであろう」とし、更に、「ミュンスター及びオスナブリュックの両条約に先行する諸条約は、歴史家が参照し得る記念碑ではあるが、公衆にはそれらの大部分が無益であって、私はそれらについては個別の条項によって効力が維持された場合にのみ論ずるであろう」[199]としているのである。

ここには、マブリーにとって（また、彼の目から見た同時代の人々にとっても）「欧州公法」の対象となるものはウェストファリア条約以降の諸条約であり、その意味において同条約が欧州公法の始点とされている。そして、それは欧州国家間関係における「ウェストファリア神話」が（部分的に）登場していることを示しているのである。

㈡　ワード

ワード（Robert Ward）は一七九五年に『欧州における国際法の基礎及び歴史の探求』（*An Enquiry into the Foundation and History of the Law of Nations in Europe*）[200]と題された著作を公刊している。同書は、これまで本章で考察の主たる対象とされてきた国際法概説書ではなく、国際法史の概説書であり[201]、その種の著作としては最初のものとする評価もある[202]。

同書ではその副題（「グロティウスの時代まで」）にも拘らず、バインケルスフーク、プーフェンドルフ及びヴァッテルといった一八世紀前半から中葉にかけての諸学者にも各所で言及されている。とりわけ後二者の著作については、グロティウスの『戦争と平和の法』の後継作という位置付けが与えられており、各所での言及のみならず、同書の最終章で別個に考察されている。[203] それでも、議論の中心はどちらかといえば中世欧州に置かれており、ウェストファリア条約に関する特別な記述は見出されないのである。

㈢ コッホ

ワードが一八世紀末に（恐らく欧州世界最初の）国際法史の概説書を公刊したのと同時期に、「条約史」という形式でウェストファリア条約に全く新たな価値を与える著作が生み出されていた。それが、コッホ（Christophe-Guillaume Koch）[204] により一七九六年から翌年にかけて全四巻が公刊された『ウェストファリア条約以降の欧州諸国間講和条約略史』（*Abrégé de l'histoire des traités de paix, entre les puissances de l'Europe, depuis la paix de Westphalie*）[205]（以下、『講和条約略史』とする。）である。

同書の「序論」（Introduction）冒頭において、コッホは「[この著書は]、欧州政治の現在の体系の基礎となっている基本的諸条約（les traités fondamentaux）を詳述することを目的としている」と述べる。そして、三十年戦争についてオーストリア家に対するフランスによる勢力均衡の維持という観点からの説明が行われた後に、次のように論じられている。

「全欧州がウェストファリア条約によって漸く終了するこの大きな紛争［即ち、三十年戦争］に参加し、同条約は後続の諸条約により絶えず更新された。強化されたドイツの国制（la constitution germanique）は、それによって他の諸

国に対する障壁とされた自己を見出すのであり、この条約は近代政治の淵源（la source de la politique moderne）となった。［改行］このことを考慮して、我々は［『講和条約略史』を］ウェストファリア条約から開始した。同条約は全ての国々の利益を関連させつつ、西欧の主権国家間で後に締結された諸条約の基礎（base）として役立った基本条約（le traité fondamental）なのである。[206]」

このようにコッホは、欧州における「近代政治の淵源」としての、そして西欧国家間の諸条約にとっての「基本条約」としてのウェストファリア条約という理解を明確に示している。そして、『講和条約略史』の第一部は、「一六四八年のウェストファリア講和から一七一五年のユトレヒト条約及びバリアー条約（Traités d'Utrecht et de la Barriere）まで」と題され、三十年戦争及びそれに先立つ宗教紛争その他の戦争の記述とウェストファリア講和交渉と講和の内容が同書第一巻の前半部分を占めている。[207]これにより、『講和条約略史』では、少なくとも国際関係の歴史における（そして、条約を論ずることが国際法学の範疇に含まれるものとするならば、国際法学においても）「ウェストファリア神話」が前述のマブリーよりも明確に、そしてほぼ完全な形で提示されていることが理解されるのである。

第四節　第二章のまとめ

以上に見てきたことから、先ず、一八世紀の国際法概説書の著者たちの帝国国制及びウェストファリア条約への取組みは、一七世紀後半の著者たちの場合と同様に、全く区々であると纏めることができよう。ヴォルフ、バインケルスフーク及びヴァッテルは、彼らの「国際法」理論の中でウェストファリア条約に特別な地位を与えることのないまま帝国等族による諸実行を論じているが、これはズーチと同様の態度である。グンドリンク及びモーザーは彼らの「国際法」理論の中では同条約を扱わないが、同条約のみを扱う著作を公刊しており、同条約の

（「国際法」上の意義に限らない）重要性を認識していたことが窺われる。また、両者共に帝国等族に関わる諸実行を「国際法」理論の中に取り込んでおり、これはプーフェンドルフと同様の取組み方であると言える。更に、マルテンス及びグラファイは共に、「国際法」上の問題として同条約及び帝国国制や帝国等族の諸実行を論じているが、前者が同条約に特別な重要性を付していないのに対して、後者は同条約を「帝国の基本法」として認めている。[208] つまり、マルテンスはラッヘルと、またグラファイはテクスターと同様である。そして、ギュンターもテクスターと同様の立場にあるものと言えよう。

このことは、前章と同様の結論に導く。即ち、一方で、ウェストファリア条約が欧州国家間関係や欧州国際法の中で特殊な地位を占めるというような認識は、「国際法」関連文献の中で一八世紀末に至るまで存在せず、他方で、帝国国制や帝国等族の諸実行は「国際法」の対象であり続けたのである。

このような国際法概説書の状況に対して、一八世紀中葉以降に登場する国際法史の専門研究書においては、異なる状況が観察される。即ち、一方ではワードのようにウェストファリア条約に関する言及を含まない国際法史研究書が存在する。そしてそれは、一七八五年に公刊されたオンプテダの『自然国際法及び実定国際法文献集』(*Litteratur des gesammten sowohl natürlichen als positiven Völkerrechts*)[209] にも共通するものとしてよいであろう。そして他方では、「条約史」という形式においてマブリーとコッホがその記述の始点としてウェストファリア条約を選択することによって、同条約の条約史上の重要性を示したのである。しかも、コッホは同条約を後続する諸条約にとっての「基本条約」とする評価も提示しており、ここには「ウェストファリア神話」に通ずる認識が登場している。しかし、このような「条約史」研究は本章で考察した国際法分野における「概説書」の記述内容には反映されなかったと考えられるのである。[210]

(85) N. H. Gundling, *Ius naturae ac gentium connexa ratione novaque methodo elaboratum et a praesumtis opinionibus altisque ineptiis vacuum*, edition II. (Halae Magdeburgicae, 1728)（以下、註においては“Gundling (1728)”とする。）. 尚、本文で紹介したグントリンクの肩書は、Gundling (1728)の表題に付記されたものである。また、彼は独語の国際法関連著作（N. H. Gundling, *Ausführlicher Discours über das Natur- und Völcker-Recht* (Frankfurut am Main/Leipzig, 1734)）も残しているが、これはGundling (1728)の（完全ではないが）翻訳であると判断される。

(86) N. H. Gundling, *Gründlicher Discours über den Westphälischen Frieden* (Frankfurt am Main/Leipzig u. a., 1736)（以下、註においては“Gundling (1736)”とする。）.

(87) N. H. Gundling, *Vollständiger Discours über den Westphälischen Frieden*, (Frankfurt am Main, 1737)（以下、註においては“Gundling (1737)”とする。）.

(88) Gundling (1736), S. 7-874. 尚、この部分には「索引」(Register) が付されており、実質的に独立した著作となっている。

(89) Gundling (1737), S. 432.

(90) Gundling (1737), S. 433.

(91) Ch. Wolff, *Ius gentium methodo scientifica pertractatum* (1749). 本稿執筆に際して参照した版は、『国際法古典叢書』(The Classics of International Law (Oxford/London, 1934)) 所収の一七六四年版であり、以下の引用・参照箇所も同版に依拠している。また、以下の註における引用・参照箇処の表示は章（*Caput*）、節（§）の順である。

(92) *Ibid.*, II, 181.

(93) 具体的な先例が挙げられる箇所としては、例えば、「宣戦の方式」に関する議論において古代の事例が挙げられている。(*Ibid.*, VI, 707.) ヴォルフは「諸国民の慣習」(*moves gentium*) についても論じている (*Ibid.*, IV, 537, 557-558.) が、具体的な先例の列挙は行わない。

(94) *Ibid.*, II, 307.

(95) *Ibid.*, IV, 368.

(96) 例えば、次の箇所を見よ。*Ibid.*, VI, 653, 654, 721, 722, 740; VII, 845, 849, 957; VIII, 965, 1010-1011, 1013, 1020; IX, 1041.

(97) *Ibid.*, *Prolegomena*, §§ 3-25. 同書の緒言（*Praefatio*）においてヴォルフは、この国際法の分類が明らかとなるように国際法を提示した旨を記している。尚、ヴォルフの国際法の分類に関しては、柳原正治『ヴォルフの国際法理論』（有斐閣、一九九八年）、八六―九三頁を見よ。

(98) Wolff (note 91), *Prolegomena*, §§ 23-24.

(99) 他方でヴォルフは、グロティウスをはじめとする先行学説への参照や引用を多数行っている。

(100) J. J. Moser, *Grundsätze des jetzt üblichen europäischen Völkerrechts in Friedens-Zeiten* (Hanau, 1750)（以下、註においては“Moser (1750)”とする。）.

(101) J. J. Moser, *Versuch des neuesten europäischen Völkerrechts in Friedens- und Kriegs-zeiten, vornehmlich aus denen Staatshandlungen derer europäischen Mächten, auch anderen Begebenheiten, so sich seit dem Tode Kaiser Karls VI im Jahre 1740 zugetragen haben* (1777-1780)（以下、註においては“Moser (1777-1780)”とし、引用箇所の記載は、篇（Buch）と頁とする。）.

(102) Moser (1750), S. 21-22.

(103) Ebd., S. 22-23.

(104) また、これに続く第三章（「欧州の戴冠した他の首長に対するローマ帝国皇帝の優越について」）では、皇帝の地位に関する議論が展開されている。(Ebd., S. 27-31.) ここにもまた「主権平等」という観念が依然未成立である当時の状況が反映されていると考えられるのである。

(105) Moser (1777-1780), I, 10. そして、このことは「特別に、第四篇（4. Buch）において、多様な人格を表象する使節について示される」とされている。

(106) Ebd., I, 10-11. この他にも、ベーメン、プロイセンに属するシュレジア公領等々、帝国と特有な関係を有する領域について紹介され（Ebd., I, 12-24.）、また、より小さな欧州の主権国家も挙げられている（Ebd., I, 24-26）。

(107) Ebd., I, 26.「半主権者」については『試論』第一部第一篇第二章第一節乃至第四節（Ebd., I, 35-44.）及び第二部第三篇第二章（Ebd., I, 60-66.）、第三部第四篇第一章第五節（Ebd., IV, 10-24.）その他の箇所においても論じられている。尚、モーザーの「半主権国家」論については、柳原正治「神聖ローマ帝国の諸領邦の国際法上の地位をめぐる一考察―一八世紀後半における理論状況を中心として」松田保彦・山田卓生他（編）『国際化時代の行政と法（成田頼明先生横浜国立大学退官記念）』（良書普及会、一九九三年）六七二―六七四頁も見よ。

(108) Moser (1777-1780), III, 494-502.

(109) Ebd., XXII, 562-581.

(110) Ebd., I, 18.

(111) Ebd., IV, 1-3.

(112) Ebd., IV, 76.

(113) J. J. Moser, *Teutsches auswärtiges Staatsrecht* (Neues teutsches Staatsrecht Band 20) (Frankfurt/Leipzig, 1772) (Neudruck der Ausgabe 1772, Osnabrück, 1967)（以下、註においては“Moser (1772)”とする。）.

(114) J. J. Moser, *Teutsches nachbarliches Staatsrecht* (Neues teutsches Staatsrecht Band 19) (Frankfurt/Leipzig, 1773) (Neudruck der Ausgabe 1773, Osnabrück, 1967)（以下、註においては“Moser (1773)”とする。）.

(115) Ebd., Vorrede.

(116) Moser (1772), Vorrede.

(117) 例えば、主として神聖ローマ皇帝について論ずる第一篇第一章では、ウェストファリア条約における皇帝の称号についての言及（Ebd., S. 11.）が、また使節の席次等について論ずる第二篇第二章では、ＩＰＯ及びＩＰＭ締結における帝国等族の使節の席次についての言及（Ebd., S. 51.）が各々行われている。

(118) J. J. Moser, *Erläuterung des Westphälischen Friedens aus Reichshofräthlichen Handlungen*, 2 Bd., Bd. 1 (Erlangen, 1775), Bd. 2 (Frankfurt/Leipzig, 1776).

(119) J. J. Moser, *Grund-Riß der heutigen Staats-Verfassung des Teutschen Reichs* (Tübingen, 1754) (Neudruck, Frankfurt am Main, 1981)（以下、註においては“Moser (1754)”とする。）. 同書の「新序文」

(Neue Vorrede) によれば、それ以前の諸版に多数の誤植があったものを改訂したものがこの（一七五四年）版であるとされている。同書中にはその初版の書誌についての言及はないが、「旧序文」(Alte Vorrede) の内容や表題の類似性からして、*Compendium juris publici Germanici, oder Grund-Riß der heutigen Staats-Verfassung des Teutschen Reichs* (Tübingen, 1731) が初版であると推測される。

(120) Moser (1754), S. 35-36.

(121) その中心は前註の引用部分を含む「ウェストファリア条約締結について」と題された節 (Ebd., S. 35-38.) である。

(122) また、ヴォスは、『国制概説』においてモーザーは「法的説明のみを行っている」としている。J. Voss, "Un itinéraire contrasté: Les Traités de Westphalie à travers les siècles"; J.-P. Kintz/G. Livet (éd.), *350e anniversaire des Traités de Westphalie 1648-1998: Une genèse de l'Europe, une société à reconstruire* (Strasbourg, 1999), p. 176.

(123) J. J. Moser, *Von der teutschen Religions-Verfassung* (Frankfurut/Leipzig, 1774) (Neues teutsches Staatsrecht, Band 7) (Neudruck der Ausgabe 1774, Osnabrück, 1967).

(124) Ebd., S. 12-18. 同書の第一編第二章が一八頁にわたり、また、その中で文献の紹介に三頁が充てられていることを考慮すると、この章の実質的議論の概ね半分がウェストファリア条約における宗教条項を扱っていることになる。

(125) Ebd., S. 162-165.

(126) Ebd., S. 206-208.

(127) 例えば、第二篇（「特に、福音信仰派 (Evangelische) について」）第一章（「宗教事項及び教会事項における福音信仰派の規則について」）第四節でも（簡単にではあるが）ＩＰＯへの言及がある。(Ebd., S. 298.) そして、これに対応する議論が第三篇（「特に、カトリック派について」）第一章（「宗教事項及び教会事項におけるカトリック派の規則について」）第一二節にある。(Ebd., S. 621.) また、第三篇第三章（「ドイツにおける教皇の特権について」）第四九節では、ウェストファリア条約に対する教皇の批判が紹介されている。(Ebd., S. 708-712.)

(128) 尚、モーザーは、一七三七年の『ドイツ国法』(*Teutsches Staats-Recht*) 第一巻において、「ドイツ国法の主

要な淵源（die Haupt=Quellen）」（即ち、「我々のドイツ帝国の国制が直接に根拠とするもの」）を五種類挙げる中で、その第一のものを「成文基本法」（geschriebene Grund-Gesetze）であるとしているが、その中にウェストファリア条約が含まれている。（J. J. Moser, *Teutsches Staats-Recht*, Teil 1 (Nürnberg, 1737) (Neudruck, Osnabrück, 1968), S. 30-32, 45-83, 390-498.）ここにも、モーザーがウェストファリア条約を専ら帝国国制との関連で理解していたことが示されている。

(129) また、ルソーとライプニッツの影響を受けたとされている。W. Killy/R. Vierhaus (Hrsg.), *Deutsche Biographische Enzyklopädie* (München/New Providence *etc.*, 1995-2003), Bd. IV, S. 20.

(130) A. F. Glafey, *Völkerrecht* (Nürnberg/Frankfurt/Leipzig, 1752).

(131) Ebd., Cap. VII, §§5 (S. 278), 15 (S. 286), 49 (S. 310), 60-62 (S. 316-319).

(132) Ebd., Cap. VII, §74 (S. 329).

(133) Ebd., Cap. VII, §83 (S. 332-333).

(134) Ebd., Cap. VII, §95 (S. 337).

(135) Ebd., Cap. VII, §101 (S. 339).

(136) Ebd., Cap. VII, §116 (S. 345). 但し、引用箇所は、*APW* ではＩＰＯ第一七条第五項及び第六項に跨るものであり、またそれはＩＰＭ第一一五条及び第一一六条（一）に対応するものとされている。

(137) Ebd., Cap. VII, §125 (S. 348).

(138) Ebd., Cap. VII, §126 (S. 349).

(139) Ebd., Cap. VII, §128 (S. 349-350).

(140) 使節に関する議論においても、ウェストファリア（ミュンスター）講和会議における事例が、先例として扱われている。Ebd., Cap. IX（「使節について」(Von Gesandten)), §74.

(141) Ebd., Cap. VIII, §8(S. 355-356). 尚、ウェストファリア条約第八条の等族の同盟権についての説明は第八章第九節で行われている。また、第八章第二一節でも「基本法」という言葉は登場するが、当該箇所ではウェストファリア条約への言及はない。

(142) K. G. Günther, *Europäisches Völkerrecht in Friedenszeiten nach Vernunft, Verträgen und Herkommen, mit Anwendung auf die teutschen Reichsstände*, Erster Theil (Altenburg, 1787), Zweiter Theil (Altenburg, 1792) (以下、註においては "Günther (1787/1792)" とする。).

(143) K. G. Günther, *Grundriß eines europäischen Völkerrechts nach Vernunft, Verträgen, Herkommen und Analogie, mit Anwendung auf die teutschen Reichsstände* (Regensburg, 1777) (以下、註においては "Günther (1777)" とする。).

(144) 柳原は、ギュンターを「ドイツ国際法」の代表的学者（四名）の一人に挙げている。（柳原、前掲論文、六八五頁及び註(53)乃至(56)を見よ。）ギュンター自身は、既に『概説』において、「帝国等族の相互間の、そして他の欧州諸国に対する多様な関係はそれに対応する使節権の固有の考究に値した」が、「[斯かる考究は] 殆どなされることはなかった」として、帝国等族固有の対外的規範が存在し、その考究の必要性を論じていた。Günther (1777), S. 56-57.

(145) Ebd., S. 24.

(146) Günther (1787/1792), Bd.I, S. 43.

(147) Ebd., Bd. I, S. 76-109.

(148) Ebd., Bd. I, S. 120-133.

(149) Ebd., Bd. I, S. 123-124.

(150) G. F. von Martens, *Primae lineae iuris gentium Europaearum practici in usum auditorum adumbratae. Accedit praecipuorum quorundam foederum ab anno 1748 inde percussorum index et repertorium* (Gottingae, 1785).

(151) G. F. von Martens, *Précis du droit des gens moderne de l'Europe fondé sur les traités et l'usage; Auquel on a joint la liste des principaux traités conclus depuis 1748 jusqu'à présent avec l'indication des ouvrages ou ils se trouvent*, 2 tomes (Gottingue, 1789) (以下、註においては "Martens (1789)" とする。).

(152) G. F. von Martens, *Einleitung in das positive Europäische Völkerrecht auf Verträge und Herkommen*

gegründet (Göttingen, 1796)（以下、註においては“Martens (1796)”とする。）.

(153) 同時期の一七九五年には英訳版（G. F. von Martens (W. Cobbett (trans.)), *Summary of the Law of Nations Founded on the Treaties and Customs of the Modern Nations of Europe* (Philadelphia, 1795)）が公刊されている。訳者（W. Cobbett）はその底本について明記していないが、内容から一七八九年の仏語版であると推測される。

(154) これら三著作間の関係は、マルテンス自身の説明によれば次の通りである。仏語版は、一七八五年のラテン語版に大幅な訂正と加筆を行ったもので、同版の「単なる翻訳というよりも、むしろ新たな著作」(Martens (1789), Préface.) である。それに対して、仏語版と独語版との間では若干の相異は存在するものの、本論の体系自体はほぼ同一であり（その時点でその体系が最も自然なものと思われたからである、とマルテンス自身は説明している。）、独語版執筆の際に新たに加えられたのは二章（第一部第一章と第七部第一章）に過ぎない。(Martens (1796), Vorbericht)（尚、Martens (1789)（本文四一六頁）は二分冊とされているが、頁数は通し番号になっている。本稿の註における同書からの引用・参照箇所は、篇（Liv.）・章（Chap.）・節（§）により示されている。）

(155) 仏語版（Martens (1789)）は、筆者（明石）が確認できた範囲では、第二版が一八〇一年に、改訂増補第三版が一八二一年に上梓され、マルテンスの没後には、S. Pineiro-Ferreira による註を付した新版が一八三一年に、更に M. Ch. Vergé による新版の改訂版が一八五八年及び新版の改訂第二版が一八六四年に公刊されている。

(156) Martens (1789), I, ii, 13. 但し、引用中の『　』内は原文では強調斜体字である。

(157) *Ibid*., I, ii, 14.

(158) 以下、“(4) le Duc de Courlande et Sémigalle, (5) les Princes de la Walachie et de la Moldavie, (6) les villes de Danzig et de Thorn, la ville de Bienne”が挙げられている。*Ibid*., I, ii, 16.

(159) 当該註では、「ウェストファリア条約第八条第二項の規定を見よ」とされている。*Ibid*., IV, I, 101.

(160) *Ibid*., IV, ii, 102.

(161) *Ibid*., III, ii, 83.

(162) *Ibid*., III, ii, 85.

(163) *Ibid.*, III, ii, 88.

(164) 以上の他にも、選挙侯等の名誉及び席次（*Ibid.*, IV, ii, 108.）や神聖ローマ帝国皇帝の選挙制度（*Ibid.*, III, ii, 55.）に関する議論が展開されている。

(165) *Ibid.*, VIII, vii.

(166) *Ibid.*, I, iv, 26.

(167) *Ibid.*, I, iv, 24-25.

(168) *Ibid.*, III, ii, 90-93.

(169) *Ibid.*, Introduction, § 4.

(170) *Ibid.*

(171) *Ibid.*, introduction, § 6. しかし、マルテンスは纏まった「国際法の歴史」を同書の中で論ずるのではなく、篇や章に応じて適宜に歴史に関する節を設けている。（例えば、「序論」における「国際法学の歴史」（Histoire de la science du droit des gens）（*Ibid.*, Introduction, §§ 7-8.）や「通商について」と題された章における「通商の歴史」（*Ibid.*, IV, iii, 112.）。）

(172) 引用される事例が一八世紀、それもその中葉以降のものであることは、同書の副題（「一七四八年以降現在までに締結された主要条約の一覧が付された」）に示されている。

(173) 従来の国際法史概説書では、この点に関してほぼ意見の一致が見られる。以下の各文献を見よ。A. Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations*, revised ed. (New York, 1958), pp. 167-172; W. G. Grewe, *Epochen der Völkerrechtsgeschichte* (Baden-Baden, 1984), S. 416-417; K.-H. Ziegler, *Völkerrechtsgeschichte* (München, 1994), S. 201; A. Truyol y Serra, *Histoire du droit international public* (Paris, 1995), p. 84.

(174) バインケルスフークを実証主義者とすることに対する批判については、次の拙著を見よ。K. Akashi, *Cornelius van Bynkershoek: His Role in the History of International Law* (The Hague/London/Boston, 1998), *passim*.

(175) C. van Bynkershoek, *De foro legatorum tam in causa civili, quam criminali, liber singularis* (1721). 本稿執筆に際して参照した版は、『国際法古典叢書』（The Classics of International Law (Oxford/London, 1946)）所

収の一七四四年版（以下、註においては“Bynkershoek (1744)”とする。）であり、以下の引用・参照箇所も同版に依拠している。

(176) C. van Bynkershoek, *Quaestionum juris publici libri duo, quorum primus est de rebus bellicis, secundus de rebus varii argumenti* (1737) (The Classics of International Law (Oxford/London, 1930)) (以下、註においては“Bynkershoek (1737)”とする。).

(177) Bynkershoek (1744), pp. 496-497（ミュンスター司教の事例）, 497（皇帝使節が“commissarissen”の称号で派遣された旨の言及）, 528-529（皇帝がFürstenberg侯の抗弁を無視した事例）, et 541（大使の相互間で自己の使節団構成員が犯罪を行った際に当該犯罪行為地の刑事管轄権に服する旨の合意を事前に取り交わしていたミュンスターとナイメーヘンにおける事例）.

(178) 但し、バインケルスフークは「三十年戦争」と明言しているのではなく、「前世紀の［ドイツに対してなされた］戦争」（*superiori saeculo … bellum*）という表現を用いており、その戦争に際して、スウェーデン国王による宣戦が行われなかったことを指摘している。Bynkershoek (1737), p. 9.

(179) *Ibid.*, p. 68.

(180) *Ibid.*, pp. 182-183.

(181) ミュンスター条約への言及箇所としては、次のものが挙げられる。*Ibid.*, pp. 164-165, 172 et 379-380. また第二篇第二〇章は「一六四八年一月三〇日のミュンスター条約第四条の解釈」を扱っている。

(182) A. Mallarmé, “Emer de Vattel”; A. Pillet (éd.), *Les fondateurs du droit international* (Paris, 1904), pp. 481-486; A. de Lapradelle, “Introduction”; E. de. Vattel, *Le droit des gens* (1758) (The Classics of International Law (Washington, D.C., 1916)), pp. iii-vi.

(183) E. de. Vattel, *Le droit des gens; ou, principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains* (1758) (The Classics of International Law (Washington, D.C., 1916)). 尚、以下註における引用・参照箇所の記載は、篇（Livre）・章（Chapitre）・節（§）である。

(184) *Ibid.*, I, i, 8.

(185) *Ibid*., II, viii, 112.

(186) *Ibid*., II, x, 136.

(187) *Ibid*., IV, vii, 84. この措置は、使節自身の安全を確保すると共に諜報活動を防止するとの意図のもとで、とられたようである。

(188) *Ibid*., I, xvi, 196.

(189) スイス（或いは諸邦（カントン））が関連する事例については次の箇所を見よ。*Ibid*., *e.g*., I, i, 10; II, xvi, 244; III, xiii, 203. ヌーシャテルの事例については次の箇所を見よ。*Ibid*., *e.g*., I, v, 66; II, vii, 85; II, viii, 111; III, iv, 98; VI, v, 60.

(190) *Ibid*., IV, v, 59.

(191) *Ibid*., II, xv, 223. この文脈では、教皇の批判は国際法に対する攻撃とされていることから、ヴァッテルは教皇に批判的であると解される。これは彼の父がプロテスタント派牧師であった（Lapradelle (note 182), p. iii.）（したがって、彼自身もプロテスタント派を奉じていたと推測される）ことにも影響されているのであろうか。

(192) Vattel (note 183), I, xviii, 202.

(193) *Ibid*., IV, vi, 79.

(194) *Ibid*., II, xii, 154.

(195) *Ibid*., I, xii, 133.

(196) *Ibid*., I, xii, 139.

(197) そして、国家統治上の宗教問題の取扱いの難しさについては、「君主は半分のみ主権的」とする旨の議論が展開されていることに示されている。*Ibid*., I, xii, 146.

(198) l'Abbé de Mably (Gabriel Bonnot de Mably), *Le droit public de l'Europe, fondé sur les traités* (1747). 本稿執筆に際しては第五版（Genève, 1776）を参照した。

(199) *Ibid*., Préface, p. iii.

(200) R. Ward, *An Enquiry into the Foundation and History of the Law of Nations in Europe, from the Time*

of the Greeks and Romans, to the Age of Grotius, in 2 Vols. (Dublin, 1795) (Reprint, The Lawbook Exchange, Ltd. (Clark, New Jersey, 2005)).

(201) 但し、第一巻の前半（pp. 1-102.）は国際法の定義や基盤、自然法上の義務といった国際法学の概論的記述により占められており、国際法の歴史自体は第一巻第六章以下（vol. I, pp. 103-236 et vol. II, pp. 1-379.）で展開されている。

(202) 同書をヌスバオムは「国際法に関連する政治的諸事件の初めての研究」であるとしている。Nussbaum (note 173), p. 291.

(203) Ward (note 200), vol. II, pp. 375-379.

(204) コッホは、当時ヘッセン＝ダルムシュタット領であったエルザスの地（Bouxviler, chef-lieu de la seigneurie de Lichtenberg en Alsace）で一七三七年五月九日に生まれ、シュトラスブルク大学で法律（特に、公法）及び歴史を学んだ後に、シュトラスブルクを中心に外交・司法界で活躍すると同時に、著作活動にも勤しんだようである。コッホの経歴については、コッホの著作を引継いだシェルによる改訂増補版（後註(228)）の第一巻に収められた解説を見よ。尚、次註に挙げたコッホ自身による条約集の表紙では、コッホはフランス学士院（l'Institut National de France）に属しているとされている。

(205) Ch.-G. Koch, *Abrégé de l'histoire des traités de paix, entre les puissances de l'Europe, depuis la paix de Westphalie*, 4 tomes (Basle, 1796-1797).

(206) *Ibid.*, tome I, p. 4.

(207) *Ibid.*, tome I, pp. 13-166.

(208) 同様に、ピュッターもウェストファリア条約を「帝国の基本法」としている。J. S. Pütter, *Geist des Westphälischen Friedens nach dem innern Gehalt und wahren Zusammenhang der darin verhandelten Gegenstände historisch und systematisch dargestellt* (Göttingen. 1795), S. 2.

(209) D. H. L. Freyherr von Ompteda, *Litteratur des gesammten sowohl natürlichen als positiven Völkerrechts, Erster Theil* (Regensburg, 1785). この著作は、表題の通り殆ど文献目録としての実態を有しており、国際法史自

体の研究書ではない。それでも、国際法（及び自然法）に関連する古代以来の文献を目録化したという点で、当時の国際法研究のたかまりを傍証するものと言えよう。

(210) このことから問題となるのは、マブリーとコッホが「条約」自体を論じつつも、前者は「欧州公法」を論じ、後者は「欧州の政治システム」を論じるという相異が存在し、しかも両者が「国際法」を論じていたのか否かについては判断がつき難いという点である。ここには、「条約」を論ずることが「国際法学」を論ずることには直結しないという当時の理論状況（本稿においても触れられた、プーフェンドルフ及びヴォルフの「国際法」観念を見よ。）が影響しているものと考えられる。